

れにつき太閤御諭には、扱々にくき主計めが玄やうかな、何ぞや大唐の大王への勅答に、小西ほどなるものを、日本よりの先手に仕立遣候ものを、町人など、申候こと、日本の外聞と申、太閤が目き、を蔑如仕と申、一方ならざる曲事、不及是非、そのうへ御免も不被成に、豊臣朝臣など、書候事、言語道断さたのかぎりに候、其外勅使をおいはぎ仕候段、何も重科不輕とて、御腹立あつて、いそぎ清正を日本へ被召寄、切腹可被仰付との儀にて、主計頭を日本へ被召候事○中略

太閤清正へ御對面之事

付清正科無之段、直に被申開事　付清正に豊臣の氏をたまはり、十萬餘騎の大將に被仰付、重て高麗渡海の事、

一其後御城へ出仕被仕候○中略　太閤御なみだをながされ御諭候は、扱々太閤によくにたるやつめかなかれがうじろひもの時より、我々がひざの上にてそだち、身が謀をよく見置候て、其まゝ太閤が分別のごとくににせ候、主計めハ、われくためには、ちかき玄んるいにて候、されどもあまりあらものにて、人からかいを、ちいさき時より仕候に付て、玄んるいなりをいまに不仕候と、家康利家にむかつて、秀吉公被仰候、其時清正又被申上候は、つゐでながら、家康利家被仰上、御系圖を、くだされ候やうに奉頼通申上られ候へば、太閤被仰候は、をのれめは、もとよりわれくちかき親類にて、豊臣朝臣にて候間、自今以後は、豊臣朝臣と書候へと、被仰出候がくのごとく殘所なく直に申ひらかれ候て、清正朝鮮中の粉骨を被盡候段、具に達上聞候、

〔拾芥抄下本諸教誠〕源信僧都四十一箇條起請

廳重禁制條々○中略

一不可信讒言并中言○中略

已上四十一箇條、可如眼精矣、